

宮崎市新型コロナウイルス感染症緊急事業者支援金に関するよくある質問

No.	項目	質問内容	回答	
A	A-1	申請	申請書はどこで配布しているか。	ホームページからダウンロードできるほか、市工業政策課、支援金窓口、各総合支所、地域センター、地域事務所で配布しております。
A	A-2	申請	窓口で直接申請書類を提出しても大丈夫か。	窓口での申請も可能です。その場合、事前予約が必要です。 (予約受付電話番号:0985-44-3901)
A	A-3	申請	要件にあてはまる月が複数あった場合、複数回申請できるか。	申請は、一事業者につき1回です。
A	A-4	申請	飲食店の協力金と併用できるか。	宮崎市が行う「宮崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」や他自治体が行う同趣旨の協力金との併用はできません。
A	A-5	申請	国や宮崎県の支援金と併用できるか。	国の「事業復活支援金」及び宮崎県の「県内事業者緊急支援金」、「酒類販売事業者等緊急支援金」との併用は可能です。
A	A-6	申請	申請書類の書き方が分からないため直接教えてほしい。	事前に予約の上、受付窓口にお越しください。 (予約受付電話番号:0985-44-3901)
A	A-7	申請	申請書類に不備があった場合どうなるか。	支援金担当者より、修正のご依頼の電話を差し上げます。 申請書にご記載いただく電話番号は、日中つながる電話番号をご記載ください。
A	A-8	申請	複数の事業を行っている場合、事業毎の申請は可能か。	申請は、一事業者につき1回です。
A	A-9	申請	申請から支援金の振り込みまでにどれくらい時間がかかるか。	通常1か月程度の期間を要します。ただし、書類に不備等があった場合は、1か月以上の期間を要する場合がございます。
A	A-10	申請	受付窓口の予約可能な時間を教えてほしい。	平日の9時半から16時の間(30分間隔)で予約を受付けています。 なお、お昼の12時～13時の間は窓口対応を行っておりませんのでご了承ください。
B	B-1	対象者	ホステス業だが、コロナが流行しているため1年以上出勤しておらず、現在は給与収入で暮らしている。コロナが落ち着いたらまた働こうと思っているが、この場合は支給対象となるか。	給付の要件には、「主な収入が事業収入であること」や「事業継続の意志があること」があります。 コロナが落ち着いた時期(緊急事態宣言等が適用されていない時期)も出勤していないことや、長期間給与収入で生計を立てていることから、要件に合致しないため支給対象外です。(令和3年度の確定申告で事業収入がゼロの場合は、支給対象外)

宮崎市新型コロナウイルス感染症緊急事業者支援金に関するよくある質問

No.	項目	質問内容	回答	
B	B-2	対象者	会社に勤めながら自営業をしている。自営業の事業収入が80%ほど減ったが対象となるか。年間収入は毎年会社の給与所得が大きい、比較月の中で自営業収入の方が上回っている月もある。	令和元年(平成31年)、令和2年又は令和3年のいずれかの年の全収入のうち、主な収入が事業収入であることが支給の要件となっているため支給対象外です。
B	B-3	対象者	(個人事業者) 住民票の住所は他市だが、事業所は宮崎市内に設置している。この場合、支援金の対象になるか。	個人事業者の場合、住所が宮崎市であることが要件のため支給対象外です。
B	B-4	対象者	令和4年1月20日時点では、宮崎市に住所があったが申請時点では他市に引っ越している。この場合、支援金の対象となるか。	申請時点で、宮崎市に住所が無い場合、支給対象外です。
B	B-5	対象者	所得税が発生しないため、確定申告を行っていない場合も、対象となるか。	支給要件を満たしていれば対象となります。その場合、確定申告書に替えて市民税県民税申告書の写しをご提出ください。
B	B-6	対象者	個人事業主から法人成りした場合も対象となるか。	個人事業主と法人設立後の代表者が同一人物で、業種に変更が無い場合は対象となります。申請の際は、個人事業の廃業届を追加でご提出ください。
B	B-7	対象者	もうすぐ事業を廃業する予定だが支援金の申請を行っても良いか。	今後も事業を継続する意志があることが要件となっているため支給対象外です。
B	B-8	対象者	「宮崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」と重複して受給してしまった場合どうなるか。	支援金を返還していただきます。重複して申請していないかについては、確認を行っています。
B	B-9	対象者	宮崎市内に事業所はあるが、本社は宮崎市外である。この場合対象となるか。	法人の場合、宮崎市に本社があることが要件となっているため支給対象外です。
B	B-10	対象者	市外から宮崎市に住所を移した場合も対象となるか。	令和4年1月20日以前に宮崎市に住所を移しており申請時点でも引き続き宮崎市に住所を有している場合、支給対象となります。
B	B-11	対象者	支給要件に「全収入のうち、主な収入が事業収入である事業者」という条件があるが、いつ時点の主な収入が事業収入である必要があるのか。	令和元年(平成31年)、令和2年又は令和3年のいずれかの年の全収入のうち、主な収入が事業収入であることが支給の要件です。

宮崎市新型コロナウイルス感染症緊急事業者支援金に関するよくある質問

No.	項目	質問内容	回答	
B	B-12	対象者	令和元年は主な収入が事業収入だったが、コロナの影響で令和3年の確定申告では、給与収入が主な収入となっている。この場合、「全収入のうち、主な収入が事業収入である事業者」に該当しないため、対象にならないのか。	令和元年(平成31年)、令和2年又は令和3年の全収入のうち、主な収入が事業収入であることが支給の要件となっているため、令和元年の主な収入が事業収入であれば対象となります。ただし、直近の確定申告(令和3年度)の事業収入がゼロの場合、事業を継続していることが確認できないため原則支給対象外です。詳細については、個別にご相談ください。
C	C-1	申請書類	対象月の事業収入がゼロだった場合の提出書類について、個人事業主で自宅と事務所が同一の場合、自宅の家賃支払を証明する書類を提出すれば良いか。	自宅兼事業所の家賃を確定申告で経費として計上している場合は、自宅の家賃支払を証明する書類をご提出いただければ結構です。ただし、令和4年3月以降の事業上の取引を確認できる書類がある場合は、そちらを優先してご提出ください。
C	C-2	申請書類	(個人事業者) 申請書に記載する住所は、事業所の住所か。	個人事業者の場合、住民票の住所をご記載ください。
C	C-3	申請書類	複数の事業を行っている場合、交付申請書兼実績報告書の主な業種には、複数チェックを入れる必要があるか。	売上に占める割合が一番大きい事業にチェックを入れてください。
C	C-4	申請書類	交付申請書兼実績報告書の「売上減少の理由」の選択肢に当てはまるものがない。	「売上減少の理由」の選択肢に当てはまらない場合は、支給対象外です。
C	C-5	申請書類	書類の電話番号の欄には、事業所の電話番号を記載すれば良いか。	書類に不備があった場合に電話することがあるため、日中つながりやすい電話番号をご記載下さい。
C	C-6	申請書類	苗字が変わったため、確定申告書が以前の苗字になっている。この場合、追加の書類提出が必要か。	苗字が変わったことが分かる書類(運転免許証の裏表のコピー等)を追加でご提出ください。
C	C-7	申請書類	申請書類は、A4以外のサイズでの提出も可能か。	A4サイズでご提出ください。
C	C-8	申請書類	法人で申請する場合、振込先は代表者の個人名義の口座でも可能か。	法人で申請する場合の支援金の振り込み先は、法人名義の口座のみとなります。
C	C-9	申請書類	申請書類は、鉛筆で記載しても良いか。	黒のボールペンでご記載ください。 鉛筆や消せるボールペン等で記載されている場合、書類の再提出をご依頼します。

宮崎市新型コロナウイルス感染症緊急事業者支援金に関するよくある質問

	No.	項目	質問内容	回答
C	C-10	申請書類	令和3年度の確定申告書に記載された住所から引越しを行った場合、追加資料は必要か。	引越し後の住所が分かる書類(運転免許証の裏表のコピー等)をご提出ください。ただし、申請時点で市外に住所を有している場合、支援金の対象外となりますのでご注意ください。
D	D-1	減少率算定等	基準月の売上20万円以上という支給要件は、1～3月の3カ月の平均が20万円以上ということか。	比較に用いた基準月の単月の売上が20万円以上であることが要件です。
D	D-2	減少率算定等	基準月や対象月の売上高等に支援金を含めても良いか。	基準月や対象月の売上高等には、国や自治体の補助金や支援金、給付金等は含めないでください。
D	D-3	減少率算定等	法人で複数の業種を営んでいる場合、主たる業種のみ の収入で比較してよいか。	複数の事業の収入の合計で比較します。